

後期高齢者医療保険者証等が 8月1日更新されます

〈問合せ〉
市民生活課 国保・年金係
☎ 75-4973

現在の保険証は
7月31日まで

うす緑色



7月下旬に特定記録でお送りします

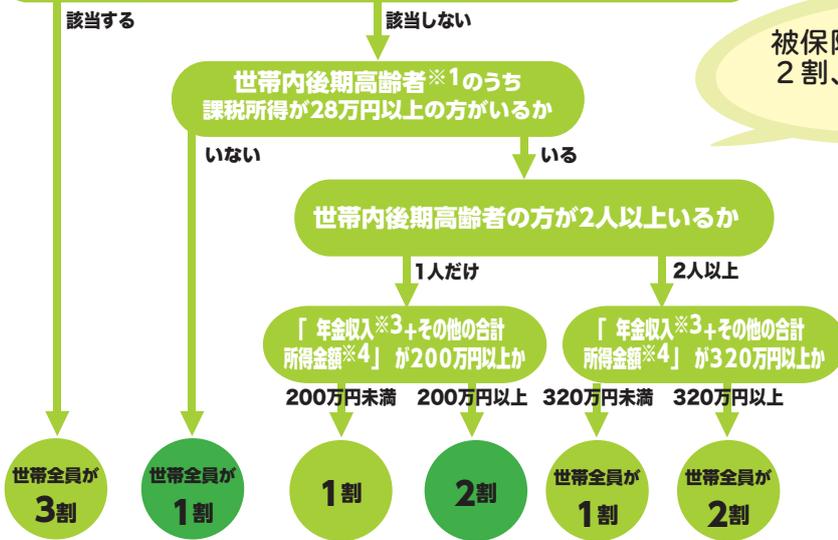
8月1日からは水色



※保険料の支払い状況によって、有効期限が異なる場合や窓口でお受け取りいただく場合があります。

「**限度額適用（標準負担額減額）認定証**」をお持ちの方で、8月からも発行できる区分であれば保険証とは別郵便でお届けします。

現役並み所得者（課税所得※2が145万円以上）に該当するか



被保険者証の自己負担割合（1割、2割、3割）をご確認ください

- ※1 「世帯内後期高齢者」とは 75 歳以上の方または 65～74 歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

後期高齢者医療保険料が決定 しました

〈問合せ〉
市民生活課 国保・年金係
☎ 75-4973

「総所得金額等」とは、各種所得控除前の金額です。前年中の「公的年金等収入―公的年金等控除額」、「給与収入―給与所得控除額」、「事業収入―必要経費」等。保険料の賦課限度額は80万円です。昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している者は、73万円になります。

個人ごとの保険料（10円未満切捨て）

均等割額

60,004 円

※世帯の所得状況で軽減される場合があります

+

所得割額

**総所得額等
－ 43 万円
(基礎控除)**

×
所得割率 11.83%

※令和6・7年度保険料が、医療保険制度改革・被保険者数の大幅な増加・1人当たり医療給付費の増加により均等割額3,569円引き上げ・所得割率1.29%引き上げの改定が行われています。

7月中に保険料決定通知をお送りします。保険料は、県内同じ基準で算定され、被保険者一人ひとりが負担します。

詳しくは届きました決定通知書および同封書類をご確認ください。